

1. 排水処理を用いた排水の流れ

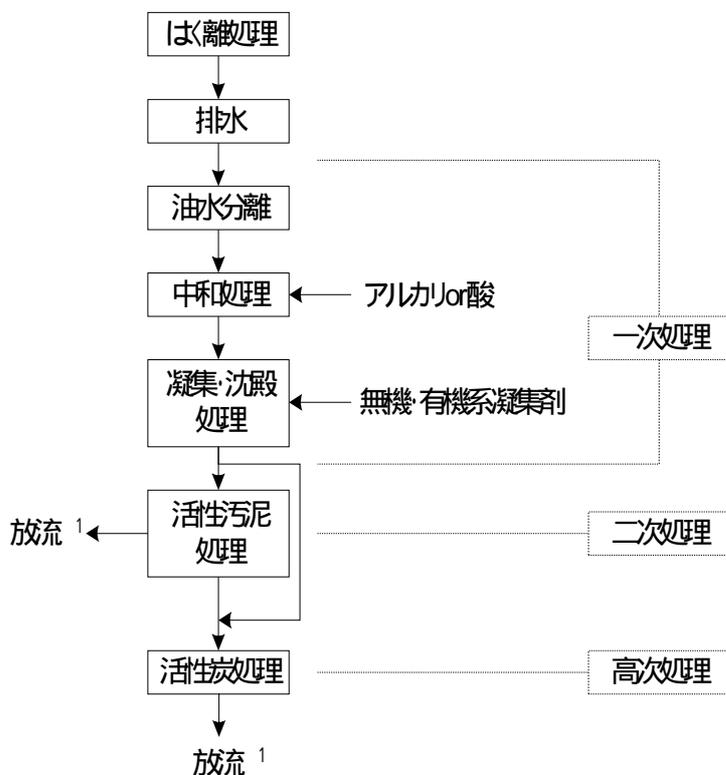


図 - 1 溶剤系はく離剤の廃水処理

1 図 - 1 での「放流」は法令で定められた排水基準を満たしてからの放出となります。

2. 塗膜カスと産業廃棄物

はく離された塗膜カスや劣化した廃はく離剤などは、産業廃棄物として処分の対象となりますので、専門業者に委託されることをお勧めいたします。

はく離作業の排水には、はく離剤の一部とはく離剤に溶解した塗膜の一部が含まれ、それらが排水処理での除去の対象となります。

はく離作業からの排水は、図 - 1 に示す工程で法令に定められた排水基準を満たすように処理された後、最終的に河川に放流することになります。

排水は、総合排水等で希釈され、COD、BODが規制値以下となる場合は、油水分離やpH、浮遊物質のみの管理となる場合があります。一般の排水であれば、油水分離、酸またはアルカリによる中和処理、次いで無機または有機系凝集剤処理を行う一次処理やこれに活性汚泥処理を施した二次処理でほとんど排水可能なレベルとなります。特殊な場合のみ活性炭による高次処理が必要となります。

排水処理の負荷量を削減するには、はく離槽から製品を取り出す時のはく離剤持ち出し量や、製品の塗膜カスを除去する際に付着したはく離剤量を最小限にすることが重要になります。